

【未定稿】

**加古川市
子ども・子育て支援事業計画（案）**

【前半部分】※基本的記載事項（必須記載事項）を中心とした部分

平成27年3月

加古川市

第〇章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、国では、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、平成 15 年に「少子化対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が成立し、社会全体、地域全体で子育て家庭を支援する取り組みを推進してきました。

本市においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「安心して子どもを生み、子育てに喜びを実感でき、子どもがすこやかに育つまち 加古川」の実現に向け、平成 17 年 3 月に「加古川市次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年 3 月に「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育て支援に関する施策を総合的に推進してきたところです。

このような中で、本市における合計特殊出生率は、平成 17 年では 1.24 と過去最低であったのが、平成 22 年には 1.50 まで回復するなど、これまでの取り組みに対する一定の成果が表れてきておりますが、現状の人口を維持できる水準である 2.08 を依然として下回っており、少子化の傾向は進行している状況と言わざるを得ません。

また、少子化の進行に伴う超高齢社会の到来や、厳しい経済状況が長く続く中で、女性の社会進出や積極的登用などにより、共働き家庭はますます増加している一方で、男性の長時間労働の割合は依然として高い水準を維持しており、仕事と子育ての両立を支援する環境の早急な整備が求められています。

こうした中で、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的として、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートする予定です。

本計画は、法に基づく新制度の下で、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法※」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的とした制度のことで、消費税率の引き上げによる財源の確保を前提として、平成 27 年 4 月から、全国の市町村で本格スタートします。

※子ども・子育て関連 3 法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法
- ③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（1）子ども・子育て支援新制度の内容

子ども・子育て支援新制度では、各市町村が実施主体として、地域の子育て家庭の状況や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握し、地域の実情に応じた子育て支援を計画的に実施することとなります。

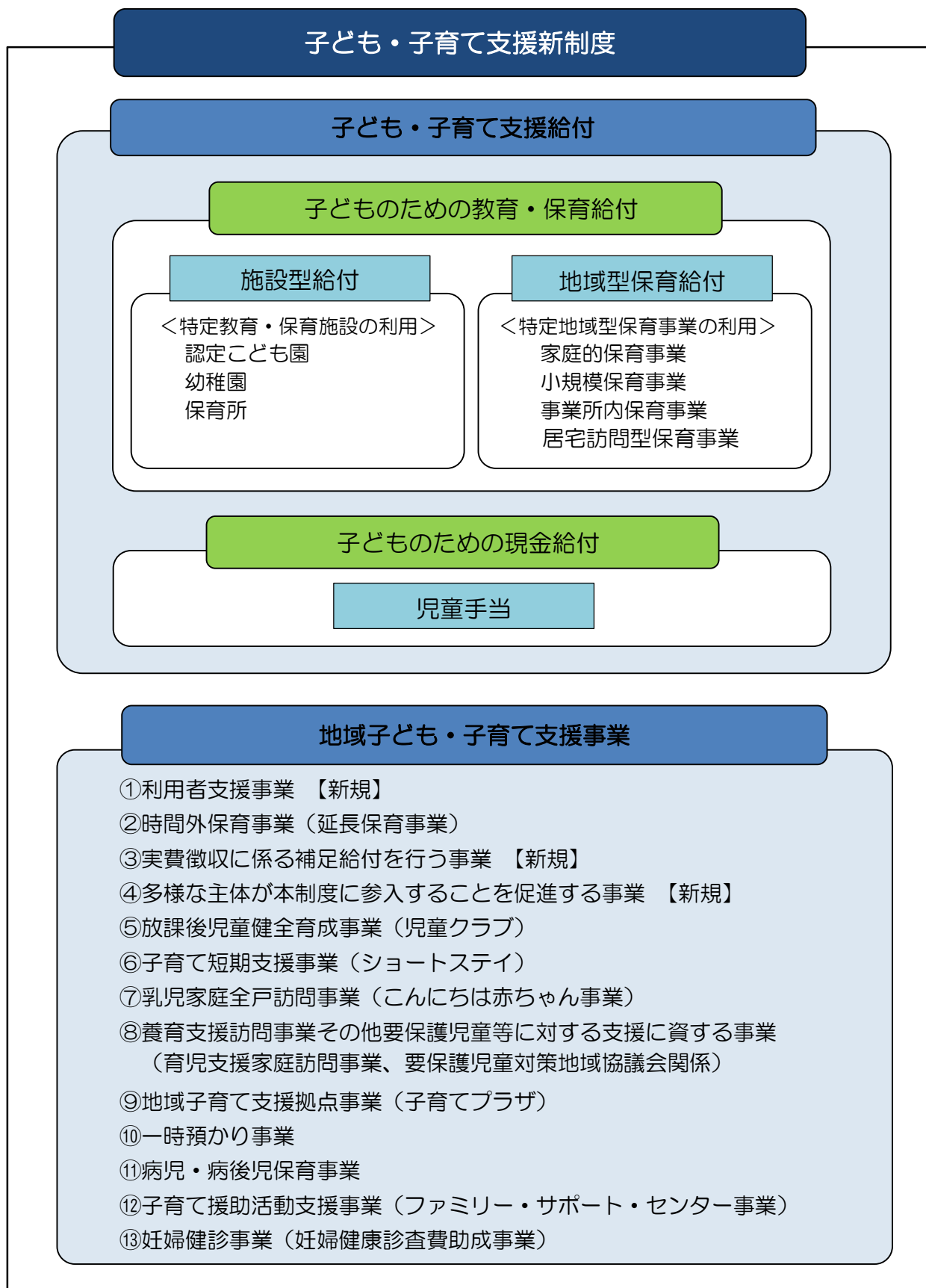
また、市町村には、計画的に取り組みを進めるため、新制度の開始から 5 年間で 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援事業の充実」に向けて、必要な施策を着実に展開していくことが求められています。

子ども・子育て支援新制度の内容

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・親の就労の状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられる環境の整備
 - ・認定こども園の普及促進 など
- ②保育の量的拡大・確保
 - ・待機児童の解消に向けた計画的な整備
 - ・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の創設
 - ・多様な保育ニーズへの対応 など
- ③地域子ども・子育て支援事業の充実
 - ・地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実
 - ・利用者支援事業等の創設
 - ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）等、既存事業の充実 など

（２）新制度の全体像

子ども・子育て支援新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成される子ども・子育て支援サービスを提供します。



(3)「教育・保育施設」と「地域型保育事業」とは

①教育・保育施設

県の設置認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所

教育・保育施設の類型と利用対象

教育・保育施設	利用対象		認可権限
認定こども園	幼稚園機能	保育を必要としない3～5 歳児	県
	保育所機能	保育を必要とする0～5 歳児	
幼稚園	保育を必要としない3～5 歳児		
保育所	保育を必要とする0～5 歳児		

②地域型保育事業

新制度に伴い新たに創設された、少人数の単位で子どもを保育する事業

市が定める認可基準を満たした上で、市から事業認可を受け実施

市が定める認可基準

「加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」
「加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則」

地域型保育事業の類型等

地域型保育事業の類型	事業規模	利用対象	認可権限
家庭的保育事業	1～5 人	保育を 必要とする 0～2 歳児	市
小規模保育事業	6～19 人		
事業所内保育事業	(従業員の子ども以外) 1～20 人		
居宅訪問型保育事業	1 人		

(4)「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」

①「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」とは

教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく公的な財政支援（施設型給付・地域型保育給付）の対象となる「教育」や「保育」を提供する施設又は事業者であるかどうかの「確認」を市から受けた施設・事業。

市から「確認」を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」は、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の対象施設・事業者として、市が定めた基準に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育を提供することとなります。

市が定める「確認」の基準

「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則」

②教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認の関係

新制度においては、教育・保育施設については従来通り県が認可を行い、地域型保育事業については市が認可を行います。確認は全て市町村が行うこととなります。

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認の関係

施設及び事業の種類	認可権限	確認権限
教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	県	市
地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	市	市

(5)「子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）」

新制度の施行に伴い新たに創設された給付制度で、子どもの保護者が「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」の「教育・保育」を利用した際に、「施設型給付費」または「地域型保育給付費」を受けることができます。

ただし、給付費が確実に教育・保育に要する費用に充てられるよう、実際には保護者に代わって施設・事業者が受領する仕組みとなります（法定代理受領）。

子どものための教育・保育給付と対象施設・事業及び対象児童の関係

給付費の種類	対象施設・事業	対象
施設型給付費	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所※)	保育を必要としない3～5歳児 保育を必要とする0～5歳児
地域型保育給付費	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	保育を必要とする0～2歳児

※私立保育所は当面の間、施設型給付の適用除外となり、従来通りの財政支援を行います。

⇒利用者は市と契約し、私立保育所には、市から運営費（委託費）を支払い

(6) 支給認定

子どもの保護者が、「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」の「教育・保育」を利用し、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の給付を受けるには、利用する児童ごとに、市町村から「支給認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。

支給認定の区分

支給認定区分		認定要件	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上	認定こども園 幼稚園
2号認定	保育認定 (標準時間・短時間)	満3歳以上 保育の必要性の事由に該当	認定こども園 保育所
3号認定	保育認定 (標準時間・短時間)	満3歳未満 保育の必要性の事由に該当	保育所、地域型保育 認定こども園

(7) 保育の必要性の認定

支給認定のうち、2号及び3号の認定を受けるには、保育の必要性の事由に該当することが必要となります（保育の必要性の認定）。

また、認定にあたっては、保育を必要とする時間に応じ、市が「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの設定を行うこととなります。

保育の必要性の事由及び保育の必要量（標準時間・短時間）

保育の必要性の事由	①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労を含む） ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、負傷、障がい ④同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥継続的な求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
保育の必要量	①保育標準時間 フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間） 1 カ月あたり概ね 120 時間以上の就労 ②保育短時間 パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間） 1 カ月あたり 48 時間以上 120 時間未満の就労

(8) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条の規定により、各市町村が地域の実情やニーズに応じて行うものとされた 13 事業のことで、アンケート調査等の結果により算出した「量の見込み（ニーズ量）」に対して、市は必要な提供体制を計画的に整備することが求められています。

地域子ども・子育て支援事業一覧

対象事業	事業内容
利用者支援事業	【新規事業】 新制度の実施に伴い、保護者が多様化する子ども・子育て支援事業から適切な選択ができるよう、わかりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う事業
時間外保育事業	【既存事業】 延長保育補助事業 保育の必要性の認定を受けた子どもが、通常の利用日や時間帯以外の日や時間において時間外保育を受けたものに対して助成を行う事業

対象事業	事業内容
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	【新規事業】 支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設等に支払う日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行う事業
多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する 事業	【新規事業】 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取り組みを行う事業
放課後児童健全 育成事業	【既存事業】児童クラブ 保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の空き教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業 児童福祉法の改正により、これまで3年生までが対象であったのが、地域のニーズに応じて6年生まで対象となる
子育て短期支援 事業	【既存事業】子育て家庭ショートステイ事業 保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪 問事業	【既存事業】母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） 市内の全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
養育支援訪問事 業その他要保護 児童等に対する 支援に資する事 業	【既存事業】育児支援家庭訪問事業、要保護児童相談事業 乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不適當であると認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、保健師の訪問による養育に関する相談、指導、助言や、子育てヘルパーの派遣による家事・育児等の援助を行う事業
地域子育て支援 拠点事業	【既存事業】加古川駅南・東加古川子育てプラザ 乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業
一時預かり事業	【既存事業】一時預かり補助事業 保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などの理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

対象事業	事業内容
病児・病後児保育事業	【既存事業】病児・病後児保育補助事業 病気や病後の乳幼児を、家庭で保育できない場合に、保育所や認定こども園、病院等の施設において保育を行う事業
子育て援助活動支援事業	【既存事業】ファミリー・サポート・センター運営事業 「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育てを援助したい人（提供会員）」を登録し、地域の中で行われる育児援助のボランティア活動をサポートする事業
妊婦健診事業	【既存事業】妊婦健康診査費助成事業 母親と赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業 (母子健康手帳交付時に助成券 14 枚を交付)

(9) 地方版子ども・子育て会議

新制度では、各市町村において子ども・子育て支援事業計画の策定や地域の子ども・子育て支援事業の実施、新制度施行後の点検・評価等が行われるのにあたり、これらが地域の実情やニーズを踏まえたものであることを担保するため、各市町村には、子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子育て支援事業に従事者、学識経験者等で構成する「地方版子ども・子育て会議」を設置するよう努めることとされ、子育て当事者や子育て支援関係者の意見が反映されるような仕組みづくりが行われています。

このため、本市においても、平成 25 年 11 月に「加古川市子ども・子育て会議」を設置し、委員からいただいた子ども・子育て支援に関する様々なご意見を反映させながら、今後の子ども・子育て支援のあり方を検討しています。

加古川市子ども・子育て会議の委員構成

区分	構成員
子どもの保護者	0 歳から小学生の子どもの保護者から公募により選出
事業主を代表する者	私立幼稚園及び私立認可保育所の代表者
労働者を代表する者	労働者団体の代表者
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育て支援事業を実施する関係団体の従事者
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	大学教授、小学校長
関係行政機関の職員	公立幼稚園及び公立保育所の所管部局代表者
その他市長が必要と認める者	民生児童委員及び P T A の代表者

3. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、策定するものです。

(2) 関連計画との整合

本計画は、本市の最上位計画である「加古川市総合計画」をはじめ、「加古川市地域福祉計画」、「加古川市母子家庭等自立促進計画」、「加古川市男女共同参画行動計画」、「加古川市障害者福祉長期計画」など、相互に関連する他の計画と整合性を図ります。

(3) 計画の対象

子ども・子育て支援新制度では、地域及び社会全体が全ての子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とします。

4. 計画の期間

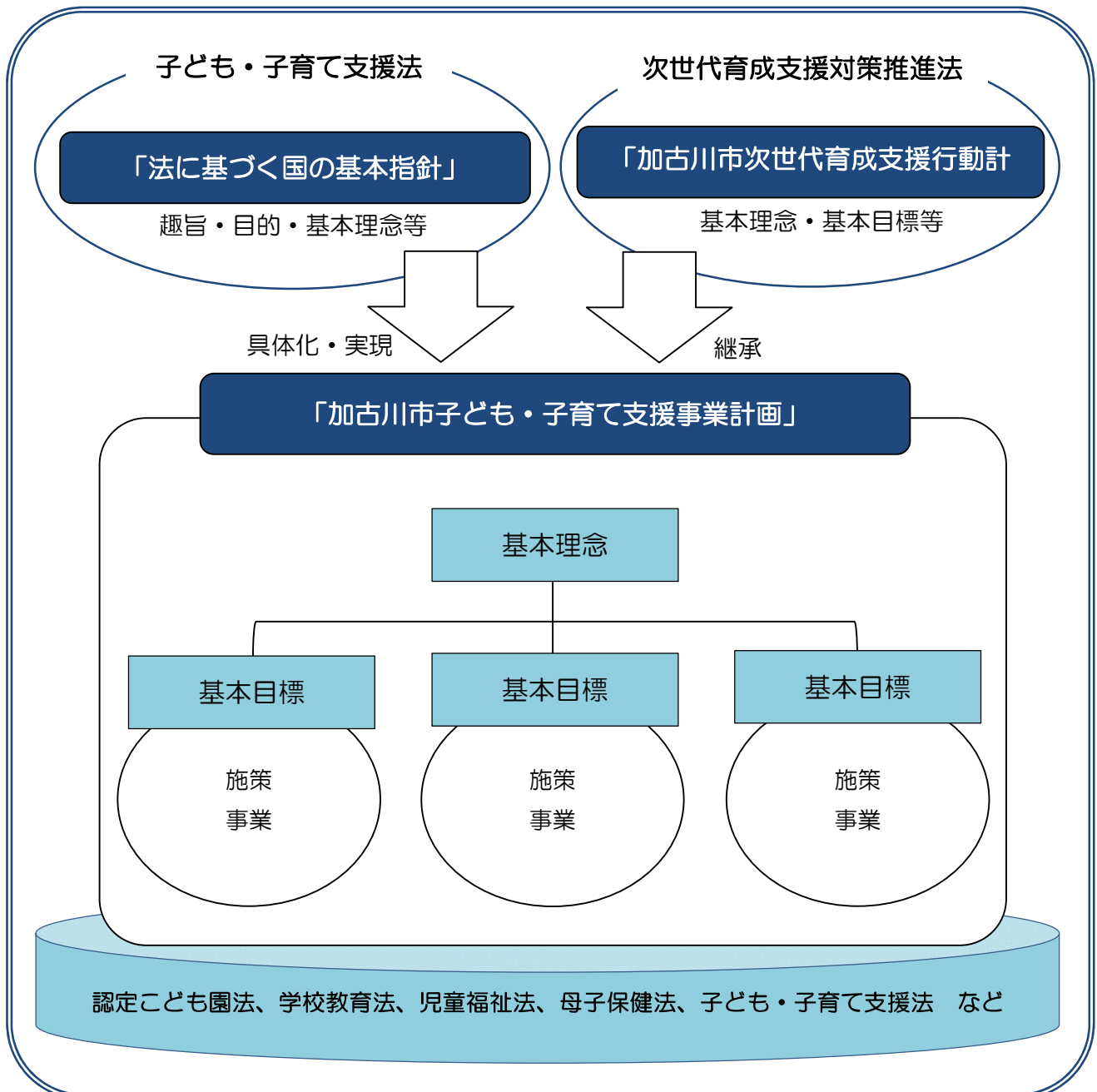
本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が本格的にスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定	次世代育成支援後期行動計画（後期）									
					策定	子ども・子育て支援事業計画				

第〇章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な考え方

本市では、これまでの子育て支援施策の展開にあたって、その方向性を定めていた「加古川市次世代育成支援行動計画」の基本理念や基本目標を継承しつつ、子ども・子育て支援法で規定される基本理念や、同法に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国基本指針」といいます。）」で掲げられている子ども・子育て支援新制度の趣旨・目的などを具体化し、実現していくことを踏まえ、「加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を設定しています。



2. 基本理念

基 本 理 念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

「子ども・子育て支援法」や「国基本指針」では、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、子ども・子育て支援が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもやその保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手を育成することの基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このことを踏まえ、本市では、子どもの育ちや子育てをめぐる厳しい状況の中、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思っただけのようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取り組みを進めるとともに、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現するため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」とします。

3. 基本目標

「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」の実現に向け、本市では、子育て支援を行う上で重要な３つの視点から次のとおり基本目標を設定し、事業計画を進めることとします。

基本目標（１）

【親、保護者の視点】

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

子育てにおいて、子どもの保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができることは、より良い親子関係を形成し、ひいては子どものより良い育ちや健やかな成長を実現するものであることから、基本目標（１）を「親・保護者の視点」に基づく「安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり」と設定します。

この「親・保護者の視点」に立ち、子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

基本目標（２）

【子どもの視点】

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

子育て支援においては、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの視点に立って教育・保育や子育て支援事業を実施することが重要であり、その内容や水準が良質かつ適切なものであることが求められることから、基本目標（２）を「子どもの視点」に基づく「子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり」と設定します。

子どもの発達には、乳児期、幼児期、そして学齢期へと、連続性を有するものであるとともに、個人差が大きいものであることから、「子どもの視点」に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

基本目標（３）

【支えあいの視点】

社会全体で子育てを支えるまちづくり

子どもが健やかに成長することのできる社会の実現には、親・保護者といった家庭のみならず、行政や学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野の人が、それぞれの役割を果たし、相互に協力して子育てを支えていくことが重要であることから、基本目標（３）を「支えあいの視点」に基づく「社会全体で子育てを支えるまちづくり」と設定します。

この「支えあいの視点」に立ち、次代の親となる学生や、多くの知恵を有するシニアの方々をはじめとする地域の子育てボランティアの発掘・育成や、地域の相互協力の中で行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などの充実を図るとともに、雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の周知・啓発など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進にも取り組んでいきます。

4. 子ども・子育て支援事業計画体系図

基本理念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～



基本理念の実現に向けた 3 つの視点に基づく基本目標の設定

基本目標（１）

【親、保護者の視点】

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

基本目標（２）

【子どもの視点】

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

基本目標（３）

【支え合いの視点】

社会全体で子育てを支えるまちづくり



3 つの視点に基づく基本目標の達成に向けた事業の実施
⇒教育・保育提供区域ごとの「量」と「質」の確保

教育・保育事業

- 教育保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

その他の取り組み（任意記載事項等）

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携（児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランス） など

第〇章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込み（需要量）や、提供体制の確保方策等を定めることとされています。

また、国基本指針では、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、その事業展開や利用状況が異なる場合においては、地域の実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができるものとされています。

これらを踏まえ、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域は、次のとおり定めることとします。

（1）教育・保育に関する教育・保育提供区域

本市では、地理的条件として、市域を縦断し、日常生活において大きな影響を与える加古川があります。また、子どもの人口推移をみると、増加傾向にある地域と、減少傾向にある地域があり、地域によってその状況は大きく異なっています。

これらを総合的に勘案し、本市の教育・保育に関する教育・保育提供区域を次のとおり3区域で設定することとします。

教育・保育に関する教育・保育提供区域

区域	区域に含まれる小学校区
A	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、平岡、平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北
B	神野、陵北、八幡
C	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、平荘、上荘

（2）地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域

本市においては、既存の地域子ども・子育て支援事業の多くが、市全域で事業展開し、広域での利用が行われていることから、市全域を1つの区域として設定することを基本とし、事業展開の異なる事業については、個別で適切な区域を設定することとします。

地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域

事業名	区域	設定にあたっての理由・考え方
利用者支援事業 実費徴収補助事業 新規参入促進事業	1 区域 (市全域)	新制度において新たに創設される 3 事業は、詳細について国で議論中であるが、市域を細分化して実施する事業ではないため、市域を 1 つの区域として設定する。
時間外保育事業 (延長保育事業)	3 区域	教育・保育施設の在園児が対象であり、教育・保育の提供と合わせて検討する必要があることから、教育・保育の 3 区域と合わせた設定とする。
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	28 区域 (小学校区)	各児童クラブの利用は、各小学校の在校児童が対象となるため、28 小学校区を区域の単位として設定する。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1 区域 (市全域)	利用できる児童養護施設等が市内各地に存在するわけではなく、本庁への申込みを通じて、広域での利用がなされていることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん)	1 区域 (市全域)	対象者に対する訪問は、本庁から市域全体で実施しているものであることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
養育支援訪問事業	1 区域 (市全域)	訪問等の支援は本庁から市域全体に実施しているものであることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
地域子育て支援拠点事業 (子育てプラザ)	1 区域 (市全域)	地域子育て支援拠点事業として運営している加古川駅南及び東加古川の両子育てプラザは、現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
一時預かり事業	1 区域 (市全域)	保育所で実施している一時預かりは、在園児以外の広域的な利用も多く、市域全体で検討する必要があることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
病児・病後児保育事業	1 区域 (市全域)	現在も市域全体での広域利用を想定した事業実施となっており、市域全体で検討する必要があることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1 区域 (市全域)	1 カ所設置している事務局から、市域全体の登録や利用調整などを実施していることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業)	1 区域 (市全域)	妊婦健診の受診に係る助成は、3 市 1 町（加古川市、明石市、高砂市、稲美町）にある協力医療機関のほか、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を 1 つの区域として設定する。

《教育・保育提供区域》



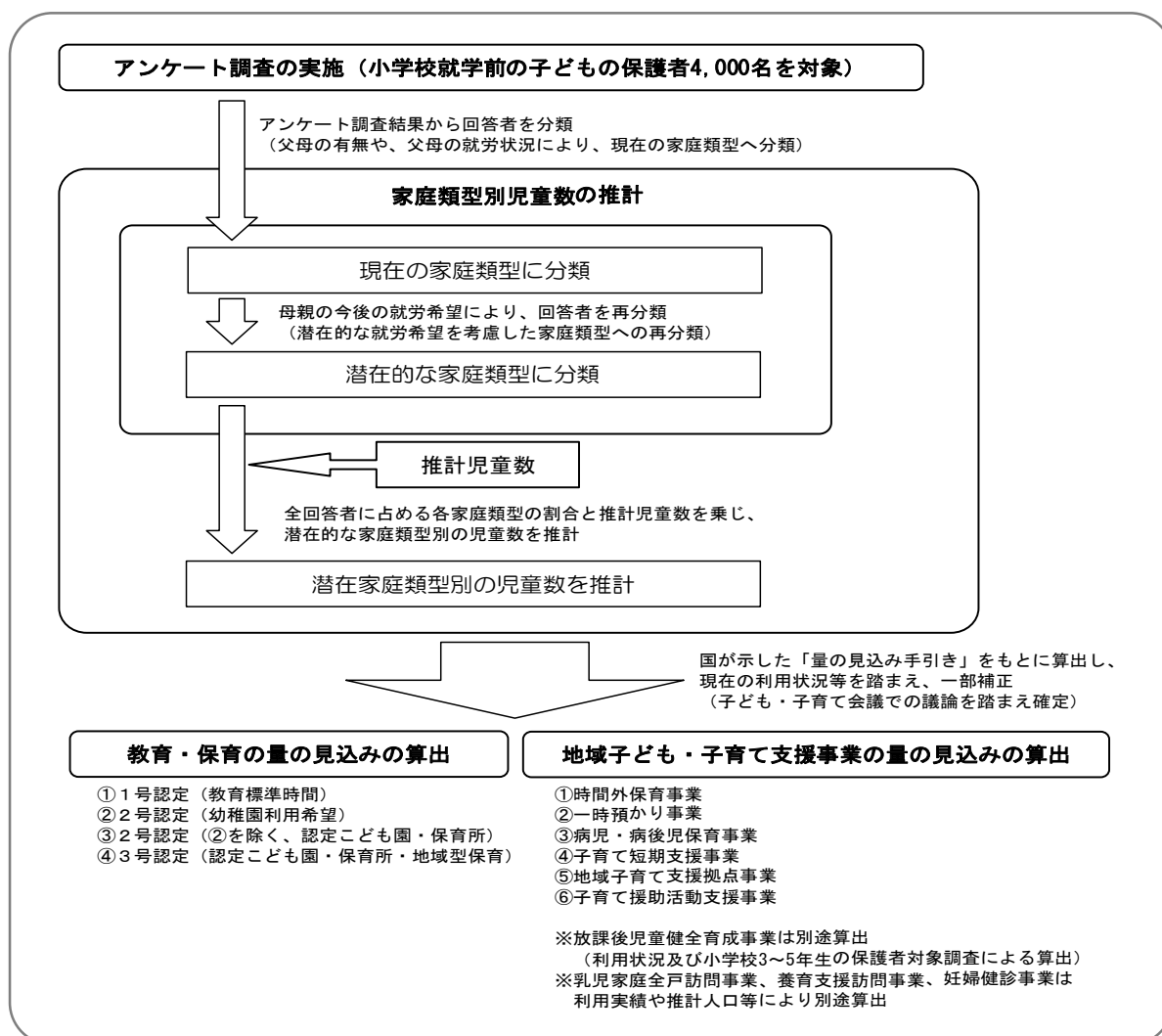
※「教育・保育提供区域」は、「量の見込み（ニーズ量）」と「必要な提供体制の整備」の、いわゆる需給バランスを図るための基準となるものであり、利用者の区域を超えた利用を妨げるものではなく、従来通り区域を超えた利用は可能です。

2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における今後の量の見込み（ニーズ量）の推計方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する今後の量の見込み（ニーズ量）は、「国基本指針」及び「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「量の見込みの手引き」といいます。）」に基づき、小学校就学前の子どもの保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算出し、本市の現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や事業展開等を勘案しながら、加古川市子ども・子育て会議での意見を踏まえ、推計を行いました。

ただし、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）については、近年の低学年（1～3年生）での利用希望者の急増や、高学年（4～6年生）の受入れを現在実施していない中で、より実態に応じたニーズ量の推計を行う必要があることから、低学年の量の見込みについては、近年の児童数に占める入所児童数の上昇割合をもとに推計し、高学年については「量の見込みの手引き」に基づき、市内全小学校（28校）の3～5年生の児童の全保護者を対象として実施した利用意向調査の結果や、近隣他市町の高学年での利用状況も踏まえ、推計しました。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法



3. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「提供体制の確保の内容及びその実施時期」の設定にあたっての基本的な考え方

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の各年度における「量の見込み」に対応するために実施しようとする「提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」といいます。）」は、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、次のとおり定めることとなります。

子ども・子育て支援法及び国基本指針における確保方策の設定にあたっての基本的な考え方

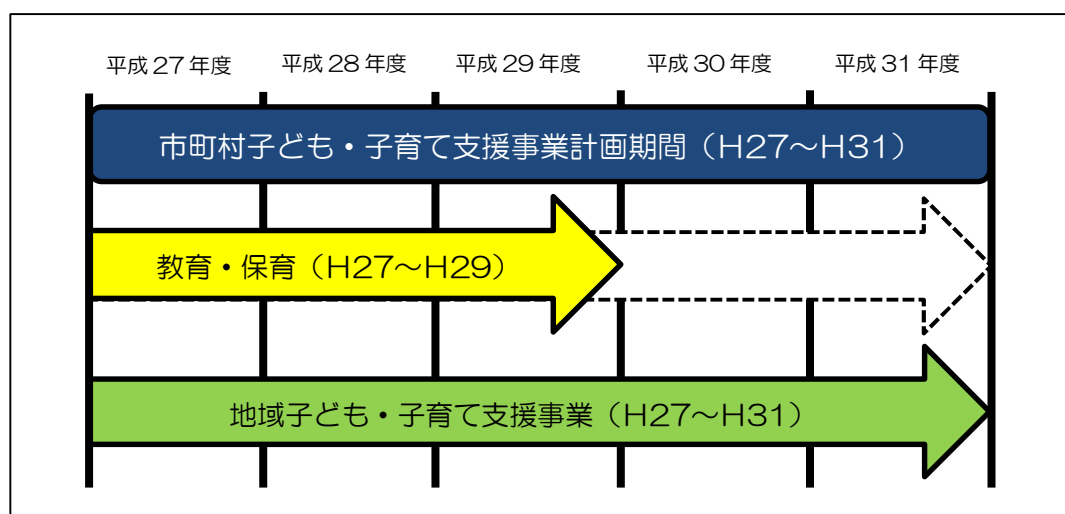
（１）教育・保育の確保方策

平成 29 年度末（「待機児童解消加速化プラン」の目標年次）までに量の見込みに対応する提供体制の確保を目指します。

ただし、教育・保育の質の向上に向けた取り組みや、今後の状況に応じた必要な提供体制の整備については、平成 29 年度末以降も継続していきます。

（２）地域子ども・子育て支援事業の確保方策

平成 31 年度末までに量の見込みに対応する提供体制を確保することを目指します。



4. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の提供体制の確保にあたっての支給認定と施設・事業の関係

教育・保育の提供体制の確保にあたっては、子どもの保護者が市から受ける支給認定の区分（1～3号）ごとの量の見込みに対して、各区分に応じて利用できる教育・保育施設及び地域型保育事業で必要な提供体制を整備していくこととなります。

支給認定と利用できる施設・事業の関係

保育の必要性の認定		利用希望	利用できる教育・保育施設等			
			認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定	保育を必要としない 3～5歳児	教育	○	○		
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	教育	○	○		
		保育	○		○	
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児	保育	○		○	○

※幼稚園には「確認を受けない幼稚園」も含む。

(2) 教育・保育にかかる確保方策の方向性

子ども・子育て支援新制度では、消費税率の引上げによる財源を基に、教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を図る取り組みが実施されることから、本市における教育・保育の確保方策については、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、以下の方向性で必要な提供体制を計画的に整備していきます。

平成 29 年度末までに教育・保育の提供体制の確保を目指す



①認可外保育施設の新制度への移行

現在、認可外保育施設を利用する子ども及びその保護者については、新制度移行後も給付を受けることができないことから、当該利用者が給付や支援の対象となるよう、市は、希望する認可外保育施設の事業者に対して、給付及び支援の対象となる教育・保育施設及び地域型保育事業への移行を支援します。

②既存施設の活用

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園への移行や、恒常的に利用児童数が定員を超過する場合の定員の見直しなど、市は、既存施設の活用を推進します。

③新規施設などの整備

認可外保育施設の新制度への移行や、既存認可施設の活用によって提供体制が確保できない場合、市は、地域の特性やニーズを踏まえ、教育・保育施設及び地域型保育事業の新規施設などの整備を進めます。

(3)『教育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域 A

①特性

- 過去5年間の人口や就学前児童数が増加傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（供給不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1 号認定 (教育標準時間)		2,332	2,314	2,274	2,248	2,263
	2 号認定 (教育利用希望)		236	235	231	228	230
①量の見込み合計			2,568	2,549	2,505	2,476	2,493

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	2,114	2,114	2,239	2,354	2,505	2,505
	(確認を受けない幼稚園)		0	0	0	0	0
	②小 計		2,114	2,239	2,354	2,505	2,505

各年度で確保する定員数	1) 認可外保育施設の新制度への移行						
	認可外保育施設の認定こども園への移行	90	30	0	0	0	0
	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	10	60	0	0	0
	公立幼稚園の定員の見直し	35	35	70	0	0	0
	3) 新規施設などの整備						
	認定こども園の新設	0	40	21	0	0	0
	③小 計	125	115	151	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		2,239	2,354	2,505	2,505	2,505	2,505

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲329	▲195	0	29	12
-------------------	------	------	---	----	----

※26 年度は平成 26 年5月1 日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

2) 区域B

①特性

- 過去5年間の人口や就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（供給不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定 (教育標準時間)		157	158	162	163	160
	2号認定 (教育利用希望)		0	0	0	0	0
①量の見込み合計			157	158	162	163	160

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	105	105	105	135	163	163
	(確認を受けない幼稚園)		0	0	0	0	0
	②小計		105	105	135	163	163

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	30	0	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	0	0	28	0	0	0
	③小計	0	30	28	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		105	135	163	163	163	163

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲52	▲23	1	0	3
-------------------	-----	-----	---	---	---

※26年度は平成26年5月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

3) 区域C

①特性

- 過去5年間の人口や就学前児童数が減少傾向にある
- 現状の提供体制が量の見込みを上回っている（提供体制確保済）

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量 の 見 込 み	1 号認定 (教育標準時間)		355	338	339	336	346
	2 号認定 (教育利用希望)		96	92	92	91	94
①量の見込み合計			451	430	431	427	440

年 度 当 初 定 員 数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	590	590	600	615	615	615
	(確認を受けない幼稚園)		0	0	0	0	0
	②小 計		590	600	615	615	615

各 年 度 で 確 保 す る 定 員 数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	10	15	0	0	0	0
	③小 計	10	15	0	0	0	0
④定員数合計（②+③）		600	615	615	615	615	615

量の見込みと定員数の差（④－①）	149	185	184	188	175
------------------	-----	-----	-----	-----	-----

※26 年度は平成 26 年5月1 日現在の定員数

※提供体制の適正化を図ります。

(4)『保育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域 A

①特性

- 過去5年間の人口や就学前児童数が増加傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（供給不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		2,439	2,423	2,371	2,340	2,358
	3号認定		1,929	1,944	1,980	1,980	1,980
①量の見込み合計			4,368	4,367	4,351	4,320	4,338

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	2,323	2,323	2,798	3,664	4,153	4,153
	特定地域型保育事業		0	59	160	198	198
	②小 計		2,323	2,857	3,824	4,351	4,351

各年度で確保する定員数

1) 認可外保育施設の新制度への移行					
認可外保育施設の認定こども園への移行	420	143	0	0	0
認可外保育施設の認可保育所への移行	0	58	0	0	0
認可外保育施設の地域型保育事業への移行	21	63	0	0	0
2) 既存施設の活用					
認可保育所の認定こども園への移行	0	40	▲30	0	0
認定こども園の定員の見直し	0	45	0	0	0
認可保育所の定員の見直し	55	220	219	0	0
3) 新規施設などの整備					
認定こども園の新設	0	180	180	0	0
認可保育所の新設	0	180	120	0	0
地域型保育事業の新設	38	38	38	0	0
③小 計	534	967	527	0	0
④定員数合計 (②+③)	2,857	3,824	4,351	4,351	4,351

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲1,511	▲543	0	31	13
-------------------	--------	------	---	----	----

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

2) 区域B

①特性

- 過去5年間の人口や就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（供給不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		389	391	401	403	395
	3号認定		195	192	194	194	194
①量の見込み合計			584	583	595	597	589

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	485	485	530	565	597	597
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②小計		485	530	565	597	597

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用					
	認可保育所の認定こども園への移行	0	▲15	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	0	30	32	0	0
	認可保育所の定員の見直し	45	20	0	0	0
	③小計	45	35	32	0	0
④定員数合計（②+③）		530	565	597	597	597

量の見込みと定員数の差（④-①）	▲54	▲18	2	0	8
------------------	-----	-----	---	---	---

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

3) 区域C

①特性

- 過去5年間の人口や就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（供給不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		626	595	596	591	609
	3号認定		394	406	416	416	416
①量の見込み合計			1,020	1,001	1,012	1,007	1,025

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	833	833	893	958	1,025	1,025
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②小計		833	893	958	1,025	1,025

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	5	0	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	10	0	0	0	0	0
	認可保育所の定員の見直し	50	60	67	0	0	0
	③小計	60	65	67	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		893	958	1,025	1,025	1,025	1,025

量の見込みと定員数の差 (④-①)	▲127	▲43	13	18	0	
-------------------	------	-----	----	----	---	--

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

5. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業にかかる確保方策の方向性

本市における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の確保方策については、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、平成31年度末までに提供体制を確保することを目指し、「量の確保」と「質の向上」に向け、以下の方向性で取り組みを進めていきます。

平成31年度末までに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を目指す

①「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保

アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み（ニーズ量）」に対応するため、新制度の施行にあたり創設された事業や、現在、提供体制が不足している事業については、事業計画に基づき計画的な「量の確保」に向けた整備を行っていきます。

②地域の実情に応じた事業内容の充実

「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制を確保するだけでなく、地域の実情に応じた事業内容の充実など、「質の向上」に向けた取り組みを進めていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の各事業における確保方策

上記の方向性を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の各事業では、次のとおり取り組みを進めていきます。

事業名	「量の確保」	「質の向上」
①利用者支援事業	○市役所庁舎内に利用者支援専門員を配置	○相談内容の充実やプライバシーへの配慮 ○施設、事業、市町村など地域の子育て支援に関わる関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制の構築
②時間外保育事業（延長保育事業）		○希望する保護者が利用できる環境の整備
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	（事業内容（対象者、給付額等）については現在国において検討中）	（事業内容（対象者、給付額等）については現在国において検討中）

事業名	「量の確保」	「質の向上」
④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	(事業内容(調査研究、取り組み等)については現在国において検討中)	(事業内容(調査研究、取り組み等)については現在国において検討中)
⑤放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	○学校施設の活用や建物の設置 ○民間事業者による事業の実施	○児童1人あたりの面積の改善 ○1クラブあたりの児童数の適正化 ○県の実施する研修の受講による指導員の資質向上
⑥地域子育て支援拠点事業 (子育てプラザ)		○加古川駅南・東加古川子育てプラザでの利用促進に向けた環境整備
⑦一時預かり事業 (預かり保育)	○希望する保護者が利用できる提供体制の確保(保育所等)	○希望する保護者が利用できる環境の整備(幼稚園)
⑧病児・病後児保育事業	○病児保育の実施	○事業の周知や利用しやすい仕組みの構築

事業名	事業の方向性(「量の確保」・「質の向上」)
⑨子育て短期支援事業 (ショートステイ)	○緊急時(休日を含む)の利用ニーズへの対応の検討
⑩乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	○児童虐待担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑪養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)	○乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	○制度及び事業の周知 ○希望する保護者が利用しやすい環境の整備
⑬妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業)	○制度及び事業の周知 ○出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するための、医療機関や市町村など関係機関との連携の充実

(3) 「利用者支援事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・事業未実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策 (設置箇所数)	0	1	1	1	1	1
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は未設置

(4) 「時間外保育事業（延長保育事業）」に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域 A

①現状

- ・認定こども園 3 園（分園含む）、私立認可保育所 15 園（分園含む）の計 18 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1,171	1,171	1,170	1,164	1,168
②確保方策 (実施園における定員数)	1,888	1,943	2,028	1,998	1,998	1,998
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		772	857	828	834	830

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の現行の実施園における定員数

2) 区域 B

①現状

- ・私立認可保育所 3 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		107	107	108	109	108
②確保方策 (実施園における定員数)	485	530	565	597	597	597
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		423	458	489	488	489

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の現行の実施園における定員数

3) 区域C

①現状

- ・認定こども園3園（分園含む）及び私立認可保育所4園の計7園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		182	179	181	181	183
②確保方策 （実施園における定員数）	530	540	545	545	545	545
量の見込みと確保方策の差 （②－①）		358	366	364	364	362

※26年度は平成26年4月1日現在の現行の実施園における定員数

（5）「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」に関する小学校区（28区域）ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 加古川小学校

（単位：人）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		101	101	114	116	120
	高学年（4～6年生）		41	41	42	43	41
①量の見込み合計			142	142	156	159	161
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△46
	クラブの新設		0	0	0	0	120
	②小計		0	0	0	0	74
③定員数		116	116	116	116	116	190
量の見込みと定員数の差（③－①）			△26	△26	△40	△43	29

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

2) 鳩里小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		139	147	154	161	172
	高学年（4～6 年生）		59	60	63	64	64
①量の見込み合計			198	207	217	225	236
確保方策	定員の見直し		0	0	△51	0	0
	クラブの新設		0	0	160	0	0
	②小計		0	0	109	0	0
③定員数		130	130	130	239	239	239
量の見込みと定員数の差（③－①）			△68	△77	22	14	3

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

3) 氷丘小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		111	116	118	127	129
	高学年（4～6 年生）		50	48	45	44	43
①量の見込み合計			161	164	163	171	172
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△47	0
	クラブの新設		0	0	0	120	0
	②小計		0	0	0	73	0
③定員数		119	119	119	119	192	192
量の見込みと定員数の差（③－①）			△42	△45	△44	21	20

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

4) 氷丘南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		96	105	110	121	126
	高学年（4～6 年生）		32	32	34	36	37
①量の見込み合計			128	137	144	157	163
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△50
	クラブの新設		0	0	0	0	120
	②小計		0	0	0	0	70
③定員数		128	128	128	128	128	198
量の見込みと定員数の差（③－①）			0	△9	△16	△29	35

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

5) 若宮小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		73	67	70	68	70
	高学年（4～6 年生）		25	27	26	25	22
①量の見込み合計			98	94	96	93	92
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△25	0
	クラブの新設		0	0	0	80	0
	②小計		0	0	0	55	0
③定員数		64	64	64	64	119	119
量の見込みと定員数の差（③－①）			△34	△30	△32	26	27

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

6) 尾上小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		85	88	91	93	97
	高学年（4～6 年生）		36	37	37	39	38
①量の見込み合計			121	125	128	132	135
確保方策	定員の見直し		0	△25	0	0	0
	クラブの新設		0	80	0	40	0
	②小計		0	55	0	40	0
③定員数		64	64	119	119	159	159
量の見込みと定員数の差（③－①）			△57	△6	△9	27	24

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

7) 浜の宮小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		70	80	83	94	99
	高学年（4～6 年生）		29	28	28	28	30
①量の見込み合計			99	108	111	122	129
確保方策	定員の見直し		0	0	△26	0	0
	クラブの新設		0	0	80	0	40
	②小計		0	0	54	0	40
③定員数		66	66	66	120	120	160
量の見込みと定員数の差（③－①）			△33	△42	9	△2	31

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

8) 別府小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		63	66	68	71	70
	高学年（4～6 年生）		21	22	21	20	19
①量の見込み合計			84	88	89	91	89
確保方策	定員の見直し		0	0	△26	0	0
	クラブの新設		0	0	80	0	0
	②小計		0	0	54	0	0
③定員数		66	66	66	120	120	120
量の見込みと定員数の差（③－①）			△18	△22	31	29	31

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

9) 別府西小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		71	82	90	102	108
	高学年（4～6 年生）		37	34	32	31	34
①量の見込み合計			108	116	122	133	142
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△44	0
	クラブの新設		0	0	0	120	0
	②小計		0	0	0	76	0
③定員数		84	84	84	84	160	160
量の見込みと定員数の差（③－①）			△24	△32	△38	27	18

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

10) 平岡小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		71	76	77	75	75
	高学年（4～6 年生）		27	27	30	32	32
①量の見込み合計			98	103	107	107	107
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△22	0
	クラブの新設		0	40	0	35	0
	②小計		0	40	0	13	0
③定員数		57	57	97	97	110	110
量の見込みと定員数の差（③－①）			△41	△6	△10	3	3

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

11) 平岡東小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		104	116	129	145	156
	高学年（4～6 年生）		36	35	39	43	46
①量の見込み合計			140	151	168	188	202
確保方策	定員の見直し		0	0	△44	0	0
	クラブの新設		0	0	120	0	40
	②小計		0	0	76	0	40
③定員数		114	114	114	190	190	230
量の見込みと定員数の差（③－①）			△26	△37	22	2	28

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

12) 平岡南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		77	81	85	92	96
	高学年（4～6 年生）		36	36	33	34	34
①量の見込み合計			113	117	118	126	130
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△42	0
	クラブの新設		0	0	0	120	0
	②小計		0	0	0	78	0
③定員数		82	82	82	82	160	160
量の見込みと定員数の差（③－①）			△31	△35	△36	34	30

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

13) 平岡北小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	98	97	99	103
	高学年（4～6 年生）		36	34	34	35	35
①量の見込み合計			128	132	131	134	138
確保方策	定員の見直し		0	△38	0	0	0
	クラブの新設		0	40	0	40	0
	②小計		0	2	0	40	0
③定員数		98	98	100	100	140	140
量の見込みと定員数の差（③－①）			△30	△32	△31	6	2

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

14) 野口小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	103	119	131	138
	高学年（4～6 年生）		43	42	42	43	46
①量の見込み合計			135	145	161	174	184
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△39
	クラブの新設		40	0	0	0	120
	②小計		40	0	0	0	81
③定員数		79	119	119	119	119	200
量の見込みと定員数の差（③－①）			△16	△26	△42	△55	16

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

15) 野口南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	97	103	117	125
	高学年（4～6 年生）		38	36	39	39	39
①量の見込み合計			130	133	142	156	164
確保方策	定員の見直し		△44	0	0	0	0
	クラブの新設		76	0	38	0	40
	②小計		32	0	38	0	40
③定員数		84	116	116	154	154	194
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△17	12	△2	30

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

16) 野口北小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	102	112	128	134
	高学年（4～6 年生）		31	31	33	36	38
①量の見込み合計			123	133	145	164	172
確保方策	定員の見直し		0	0	△46	0	0
	クラブの新設		0	0	80	40	0
	②小計		0	0	34	40	0
③定員数		121	121	121	155	195	195
量の見込みと定員数の差（③－①）			△2	△12	10	31	23

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

17) 神野小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		55	55	53	55	56
	高学年（4～6 年生）		31	28	27	25	23
①量の見込み合計			86	83	80	80	79
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△25	0
	クラブの新設		0	0	0	40	0
	②小計		0	0	0	15	0
③定員数		65	65	65	65	80	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△21	△18	△15	0	1

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

18) 陵北小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		61	59	53	54	62
	高学年（4～6 年生）		18	17	18	16	15
①量の見込み合計			79	76	71	70	77
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△25
	クラブの新設		0	0	0	0	40
	②小計		0	0	0	0	15
③定員数		65	65	65	65	65	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△11	△6	△5	3

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

19) 八幡小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		22	23	25	27	28
	高学年（4～6 年生）		13	13	12	12	11
①量の見込み合計			35	36	37	39	39
確保方策	定員の見直し		△25	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			4	3	2	0	0

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

20) 川西小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		68	71	67	64	62
	高学年（4～6 年生）		18	18	19	20	20
①量の見込み合計			86	89	86	84	82
確保方策	定員の見直し		0	△25	0	0	0
	クラブの新設		0	80	0	0	0
	②小計		0	55	0	0	0
③定員数		64	64	119	119	119	119
量の見込みと定員数の差（③－①）			△22	30	33	35	37

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

21) 東神吉小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		45	44	42	48	50
	高学年（4～6 年生）		15	14	15	13	12
①量の見込み合計			60	58	57	61	62
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△27
	クラブの新設		0	0	0	0	40
	②小計		0	0	0	0	13
③定員数		67	67	67	67	67	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			7	9	10	6	18

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

22) 東神吉南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		57	60	59	70	71
	高学年（4～6 年生）		23	22	24	24	24
①量の見込み合計			80	82	83	94	95
確保方策	定員の見直し		0	0	△26	0	0
	クラブの新設		0	0	80	0	0
	②小計		0	0	54	0	0
③定員数		66	66	66	120	120	120
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△16	37	26	25

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

23) 西神吉小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		65	74	78	75	72
	高学年（4～6 年生）		20	19	20	20	21
①量の見込み合計			85	93	98	95	93
確保方策	定員の見直し		0	0	△25	0	0
	クラブの新設		0	0	78	0	0
	②小計		0	0	53	0	0
③定員数		64	64	64	117	117	117
量の見込みと定員数の差（③－①）			△21	△29	19	22	24

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

24) 志方小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		17	18	19	21	22
	高学年（4～6 年生）		9	9	9	9	9
①量の見込み合計			26	27	28	30	31
確保方策	定員の見直し		△27	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△27	0	0	0	0
③定員数		67	40	40	40	40	40
量の見込みと定員数の差（③－①）			14	13	12	10	9

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

25) 志方東小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		13	13	15	18	22
	高学年（4～6 年生）		5	4	4	4	3
①量の見込み合計			18	17	19	22	25
確保方策	定員の見直し		△25	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			21	22	20	17	14

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

26) 志方西小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		21	22	20	23	18
	高学年（4～6 年生）		7	7	7	6	6
①量の見込み合計			28	29	27	29	24
確保方策	定員の見直し		△26	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△26	0	0	0	0
③定員数		66	40	40	40	40	40
量の見込みと定員数の差（③－①）			12	11	13	11	16

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

27) 平荘小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		35	40	40	44	43
	高学年（4～6 年生）		10	9	10	10	10
①量の見込み合計			45	49	50	54	53
確保方策	定員の見直し		△27	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	40
	②小計		△27	0	0	0	40
③定員数		67	40	40	40	40	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△5	△9	△10	△14	27

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

28) 上荘小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		21	23	26	27	27
	高学年（4～6 年生）		8	8	8	7	7
①量の見込み合計			29	31	34	34	34
確保方策	定員の見直し		△25	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			10	8	5	5	5

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

（6）「子育て短期支援事業（ショートステイ）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・0～2 歳未満児は乳児院（市外 3 施設）、2 歳児以上は児童養護施設（市内 2 施設及び市外 3 施設の計 5 施設）で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		280	280	280	280	280
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	280	280	280	280	280	280
量の見込みと確保方策の差 (②－①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 26 年 5 月 1 日現在の現行の実施園における定員数

（７）「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・保健師、助産師及び看護師の訪問による育成指導

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
②確保方策 （現行の提供体制による実施）	2,368	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
量の見込みと確保方策の差 （②－①）		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度対象者数

（８）「養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・ヘルパーの派遣（委託）による家事援助
- ・保健師等の訪問による専門的な育児支援

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		30	30	30	30	30
②確保方策 （現行の提供体制による実施）	30	30	30	30	30	30
量の見込みと確保方策の差 （②－①）		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度利用実績

(9)「地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2箇所で実施
- ・子育てサークルの育成、各種講座の実施、子育て支援情報の提供や相談、助言など

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		77,532	77,532	77,532	77,532	77,532
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	77,528	77,532	77,532	77,532	77,532	77,532
量の見込みと確保方策の差 (②－①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度利用実績

(10)「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・認定こども園 2 園、私立幼稚園 1 園及び公立幼稚園 20 園の計 23 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1 号認定 (教育標準時間)		15,099	14,911	14,729	14,582	14,703
	2 号認定 (教育利用希望)		6,180	6,103	6,029	5,968	6,018
①量の見込み合計			21,279	21,014	20,758	20,550	20,721
確保方策	公立幼稚園 (2 人×20 園×190 日)	13,828	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
	私立幼稚園 (平成 25 年度利用実績)		13,700	13,700	13,700	13,700	13,700
②確保方策合計			21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
量の見込みと確保方策の差 (②－①)			21	286	542	750	579

※26 年度は平成 26 年 5 月 1 日現在の定員数

(11)「その他の一時預かり事業（保育所等）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・認定こども園 4 園（分園含む）及び私立認可保育所 15 園（分園含む）の計 19 園で実施。

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み合計			15,168	15,162	15,230	15,165	15,219
②年度当初定員数		8,134	8,134	10,062	13,068	15,175	15,219
確保方策	実施園における提供体制の拡大		1,928	0	0	0	0
	実施園の増加		0	3,006	2,107	0	44
	③小 計		1,928	3,006	2,107	0	0
④確保方策合計（②＋③）			10,062	13,068	15,175	15,175	15,219
量の見込みと確保方策の差（④－①）			▲5,106	▲2,094	▲55	10	0

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の定員数

(12)「病児・病後児保育事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・私立認可保育所 2 園及び公立認可保育所 1 園の計 3 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み合計			1,404	1,401	1,404	1,397	1,403
②年度当初定員数		252	252	310	810	1404	1404
確保 方策	実施園における提供体制の拡大 （病後児保育）		58	500	0	0	0
	実施園の増加（病児保育）		0	0	594	0	0
	③小 計		58	500	594	0	0
④確保方策合計（②+③）			310	810	1,404	1,404	1,404
量の見込みと確保方策の差（④－①）			▲1,094	▲591	0	7	1

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の定員数

(13)「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・加古川市ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員と提供会員の募集、育児援助活動の連絡調整や援助活動に関する講習などの実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		5,928	5,928	5,928	5,928	5,928
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	5,949	5,928	5,928	5,928	5,928	5,928
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 26 年 5 月 1 日現在の現行の実施園における定員数

(14)「妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・協力医療機関（加古川、明石、高砂、稲美の 3 市 1 町にある産婦人科医院を含む 28 医療機関）で受診
- ・協力医療機関以外での受診費用についても、利用者の申請により還付しており、すべての医療機関での受診が可能

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		3,427	3,427	3,427	3,427	3,427
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	3,650	3,427	3,427	3,427	3,427	3,427
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は当該年度中に健診を受けることが見込まれる妊婦の実人数（妊娠期間の関係で 2 か年度に渡り健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上）

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

子ども・子育て支援新制度において、子ども・子育て支援とは、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提として、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うものとされています。

この子ども・子育て支援の意義を踏まえ、本市では、利用者支援事業等を活用した多様な子育て支援に関する情報提供や、子どもや子育てに関する相談体制の強化を図るとともに、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の「量の拡大」と「質の向上」に計画的な取り組みを進め、乳幼児から学齢期まで切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を行っていきます。

(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を図っていくこととされています。特に、幼保連携型認定こども園については、法の改正により認可の手続きが簡素化され、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとなるなど、新たな設置や既存の幼稚園・保育所から移行しやすい環境が整備されています。

本市においても、新制度の趣旨を踏まえ、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる認定こども園の普及を図ることとし、特に子どもの人口が減少傾向にある区域においては、既存施設を最大限に有効活用することで必要な教育・保育の提供体制を確保していく観点からも、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、移行に向けた必要な支援を行っていくこととします。

(2) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取り組みを進めることが重要です。

本市ではこれまで、幼稚園と保育所での保育時間の違いなどの問題に対応するため、平成21年度に幼稚園・保育所共通の「加古川市就学前教育カリキュラム」を作成し、年齢ごとの教育・保育内容の統一や連続性を考慮した取り組みを進めてきたところですが、教育・保育事業の関係者の参画の下で、当該カリキュラムの内容や活用方法等の再点検及び見直しを行い、本市における子どもの健やかな成長を支援する就学前教育・保育のあり方を再度検討していきます。

また、幼稚園や保育所、幼稚園教諭や保育士といった、施設の類型や従事者などの枠組みを超えた「就学前教育・保育合同研修」の実施など、教育・保育現場のさらなる「質の向上」に向けた取り組みを進めていきます。

このほか、教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業者に対しては、本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守を義務付け、施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業者として、質の高い教育・保育を提供される体制や、子どもの保護者が安心して子どもを預けることができる体制の整備を求めています。

（３）保幼小連携のさらなる推進に向けた取り組み

近年、少子化や核家族化を背景として、子どもの様々な生活体験の機会の減少や家庭の孤立化をはじめ、兄弟姉妹の減少による異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。また、地域社会においても、地域コミュニティや人間関係の希薄化が進むなど、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中で、保育所・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小１プロブレム」や「中１ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、子どもの健やかな発達を支えていくことが重要です。

本市では、市内の 12 中学校の各中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校が相互に連携し、家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくための、中学校連携「ユニット 12」の取り組みを進めています。

中学校連携「ユニット 12」では、保育所・幼稚園や小学校等の学校園が「タテの連携」を図り、校種を越えた教職員や幼児・児童・生徒の交流活動の充実などを通して、就学前教育から学校教育へと連続した育ちや、一人一人の子どもの学びを大きく広げる取り組みを進めるとともに、PTAや町内会といった地域や家庭と「ヨコの連携」を図り、ユニットだよりやポスター等による積極的に情報発信を行い、地域の子どもたちを地域全体で育てていく「地域総がかりの教育」を進めています。

この中学校連携「ユニット 12」での取り組みを中心として、今後も保幼小連携の更なる推進に努めていきます。